

派遣労働者の均衡待遇の推進等

に関する行政評価・監視

〈調査結果に基づく所見表示〉

平成26年4月18日
総務省 中部管区行政評価局

総務省の管区行政評価局及び行政評価事務所は、各地域における各行政機関の業務の実施状況を調査し、その結果に基づいて、現地における関係行政の改善のため、関係行政機関に対し所見表示（改善の通知）を行っています。

この度、中部管区行政評価局（局長：吉武洋一郎）が、派遣労働者の均衡待遇を推進する観点から、派遣会社の業務の取扱いや愛知労働局の指導・監督状況等を調査（注）し、その結果をとりまとめ、必要な改善措置について、愛知労働局に対して通知しましたので、公表します。

（注）この調査は、中部管区行政評価局が平成25年12月から26年3月に実施。

〔照会先〕

総務省 中部管区行政評価局

第二部第1評価監視官室

評価監視官 水野晴宣

電話：052-957-2960

「派遣労働者の均衡待遇の推進等に関する行政評価・監視」 実施の背景等

リーマン・ショック(2008年) → 派遣労働者の待遇の悪化、派遣切りが社会問題化

2012年 労働者派遣法改正

派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、**派遣元、派遣先に新たな義務**

正社員との格差が指摘されている
状況において、**派遣労働者の待遇改善を図るため**

派遣労働者が、**派遣元事業所を選択できるようにするため**

派遣先社員との**均衡待遇への配慮義務**

→ 派遣元事業所に、派遣労働者の賃金について、派遣先社員の賃金水準との均衡に配慮することを義務づけ（派遣先事業所についても派遣元に対する必要な情報提供等の努力義務）

派遣労働者への**派遣料金の明示義務**

→ 派遣元事業所に、派遣労働者に対して、賃金とは別に派遣料金額を明示することを義務づけ

マージン率等の**情報提供義務**

→ 派遣元事業所に、インターネットの利用や事業所備付等によりマージン率等の公開を義務づけ

(注) 他にも11項目について法改正

愛知県の派遣元事業所数：6,790事業所(2014年1月末現在)

愛知県の派遣労働者数：115,159人(うち、常時雇用81,200人)(2012年6月1日現在)

- ① 派遣元10事業者、派遣先10事業者に対して、法改正事項の遵守状況を中心に調査。
- ② 愛知労働局の指導・監督状況を調査。
- ③ 派遣労働者の意見を聴取。

派遣元10事業者及び派遣先10事業者の調査結果(概要)

主な派遣法改正点における遵守事項

上記以外の遵守事項

派遣先社員との均衡待遇への配慮義務

- ★ 派遣先に社員の賃金水準を照会していない派遣元事業所 → **6事業者**／10事業者
- ★ 派遣元から社員の賃金水準について照会を受けたことがない派遣先事業所 → **10事業者**／10事業者

派遣労働者への派遣料金の明示義務

- ★ 派遣労働者に**派遣料金額を明示していない**派遣元事業所 → **2事業者**／10事業者

マージン率等の情報提供の義務化

- ★ マージン率等、情報公開すべき事項を公開していない派遣元事業所 → **5事業者**／10事業者

- ★ 派遣労働者の意見を聴取した結果、以下のような意見が見られた。
 - ・昇進・昇格、定期昇給における格差には、「**納得できない**」
 - ・派遣労働者保護の仕組み、派遣法の改正内容については、「**詳しく承知していない**」 等

- ★ 事業者(特に派遣先)における法改正の趣旨・内容についての理解が不十分
- ★ 均衡待遇についての派遣元の理解に温度差(法改正の趣旨が徹底されていない)
 - 派遣元を通じた派遣先への制度改正の周知徹底が行われるよう、派遣元に対し、**均衡待遇についての具体的な指導、助言等**を行うこと。

- ★ 派遣元事業所における法改正の趣旨・内容についての理解が不十分
- ★ 法改正後も、関係書類の改定等、講ずるべき措置を講じていない。
 - 派遣元事業所に対して、**制度改正の一層の周知徹底**を行うとともに、**派遣労働者に対しても、制度等の説明を丁寧に行う**よう、指導すること。

- ★ 労働者派遣契約書の記載が不適切(派遣終了後1年経過しないと派遣先が直接雇用できない等の記載) → **5事業者**／10事業者(派遣元)
- ★ 派遣労働者に明示する就業条件明示書の記載が不適切(時間外労働時間の上限が記載されていない等の記載) → **3事業者**／10事業者(派遣元)

- ★ **法令等についての認識が不足しており、遵守すべき事項の趣旨が理解されていない。**特に、派遣先事業所においては、**派遣元事業所任せ**となっている。
 - 派遣元、派遣先事業所に対して、**労働者派遣に関する基本的な遵守事項をさらに徹底**させること。特に、派遣先事業所に対する自主点検を促すため、派遣元事業所を通じた周知等を図ること。

愛知労働局の指導・監督状況に関する調査結果(概要)

- ★ 愛知労働局においては、2012年度、派遣元343事業者及び派遣先140事業者に対して、個別指導(*1)を実施している。
- ★ 個別指導の結果、**派遣元170事業者(49.6%)**、**派遣先66事業者(47.1%)**に対して、就業条件の明示違反、派遣契約に関する違反等に対する是正指導を実施している。
- ★ **集団指導(*2)の出席状況については、経年的に整理(*3)していないため、恒常的に出席していない事業者に対して、優先的な個別指導の実施等ができない。**
- ★ **個別指導の対象事業所についても経年的な整理を実施していないため、長期間、個別指導を受けていない事業所が存在していても、容易に把握できない。(許可を受けて以降、一度も個別指導を受けていない事例等)**
- ★ 主な是正指導事項について、法条文ごとの違反件数の資料は作成しているが、より詳細な整理を行っていない。

*1 事業所に出向いて行う「訪問指導」と労働局に呼び出して行う「呼出指導」を合わせたものを「個別指導」としている。

*2 新規事業所、更新事業所に対する説明会や労働者派遣法の説明会等を「集団指導」としている。

*3 2005年、愛知労働局に対して当局が実施した「労働者派遣事業及び民営職業紹介事業の指導監督に関する行政評価・監視」(地域計画調査)において「集団指導」の出席状況の経年把握の必要性について指摘しているが、その後の対応が着実に実施されているとは言えない状況となっている。

- ★ 派遣元事業所(約7,000)及び派遣先事業所に対する指導を的確に実施するためには、**集団指導や個別指導の実施状況(対象事業所の経年整理等)や事業所ごとの是正指導内容について整理分析することが必要**。
→ **集団指導の出席状況、個別指導の実施状況等について把握して、所要の措置を実施すること。**
- ★ 愛知労働局においては、事業者に対する指導の実績を電子データ化しているが、検索機能を付与しなければ、上記のような整理分析等を行うことはできない状況。
指導監督業務の省力化、より効果的な実施のためには、検索機能の改善等の現行システムの改訂も視野に入れた検討が必要。
→ 厚生労働省本省に対して、**指導監督業務の省力化、より効果的な実施のため、現行システムの改訂**も視野に入れた検討を提案すること。